

# 出展規定

## 1 出展者・出展位置の決定

- 1-1. 出展者は規定の出展申込書を提出し、運営事務局の決定に基づき出展料金を支払った企業・団体を指します。
- 1-2. 会場における出展位置は、出展申込書に記された出展内容を勘案し、運営事務局が決定します。  
また、出展位置は2018年8月上旬開催予定の出展者説明会において一斉に発表します。

## 2 出展位置の変更・出展小間譲渡の禁止

- 2-1. 運営事務局の過失以外の理由で小間位置を変更することはいたしません。
- 2-2. 割り当てられた小間の一部または全部を事務局の承諾なしに譲渡、または貸与することはできません。また、転貸、担保に供することも禁止します。

## 3 出展料金のお支払い

運営事務局が出展決定した申込者には出展料金の請求書を発行いたします。2018年7月31日(火)までに下記にお振込みください。ご入金の確認が取れ次第、出展者として決定いたします。

### 【振込先】

国際ロボット大会連盟有限責任事業組合(〒102-0093東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階 株式会社NTTデータ経営研究所内)  
受取人名:国際ロボット大会連盟有限責任事業組合 [コクサイロボットタイカレンメイ(ユウクミ)]  
金融機関名:みずほ銀行(0001) 支店名:東京営業部(001) 口座番号:普通預金 1943973

## 4 出展契約の変更または取り消し

出展内容が本展趣旨にそぐわない場合は受付をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。  
また、出展者がすでに申し込まれた小間に対する変更または取り消しをする場合は、全て文書にてその理由を明記し、事務局の承認を得てください。

※出展を取り消された場合、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

- 申込書受理から出展者説明会前日まで……………出展料の 50%
- 出展者説明会当日以降……………出展料の 100%

## 5 出展物の管理保全

- 5-1. 運営事務局は管理者として注意を持って会場全般の管理にあたります。ただし、各出展物の管理は出展者が自己の責任と費用にて行ってください。
- 5-2. 運営事務局は出展物の盗難・紛失・損傷・火災・その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対しての一切の補償責任を負いません。従って出展者は出展物に保険を付すなどの措置をとるように配慮してください。

## 6 危険物等の持ち込み

- 6-1. 引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します(危険物の持ち込みの解除条件等については出展者説明会にてご説明します)。
- 6-2. 承諾を得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

## 7 実演上の注意・事故防止

- 7-1. 出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
- 7-2. 実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようにお願いします。
- 7-3. 出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。運営事務局の責任によるものを除き、発生した事故について一切の責任を負いません。

## 8 原状回復

- 8-1. 出展者は、本展示会の会期終了後、所定の撤出期間を経て出展小間を原状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、運営事務局において同工事を行い、その費用は出展者が負担するものとします。
- 8-2. 出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、運営事務局により当該の出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

## 9 各種工事の諸経費の負担

- 9-1. 小間内照明および実演に要する電気料ならびに配線工事費は出展者の負担となります。
- 9-2. 電気使用申込、使用料金規定などの詳細については出展者説明会(2018年8月上旬予定)にて出展者に通知します。
- 9-3. 小間内に給排水・エア・ガスが必要な出展者は出展者説明会にて配布いたします所定の申込用紙にてお申し込みください。
- 9-4. 実演等に使用する給排水・エア・ガス料金は出展者の負担となります。

## 10 立ち入り点検

- 10-1. 運営事務局および展示会の警備・防災担当協力は、防火、防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解の上、小間内を点検することができます。
- 10-2. 搬入時、および会期中、運営事務局は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検します。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

## 11 展示会開催の延期・中止について

- 11-1. 主催者は天災などの不可抗力により、展示会開催が困難と判断した場合、展示会の開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。
- 11-2. 主催者は当初予定の目的(開催規模、来場動員目標等)を達成できないと判断した場合、展示会を中止することが出来るものとします。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。